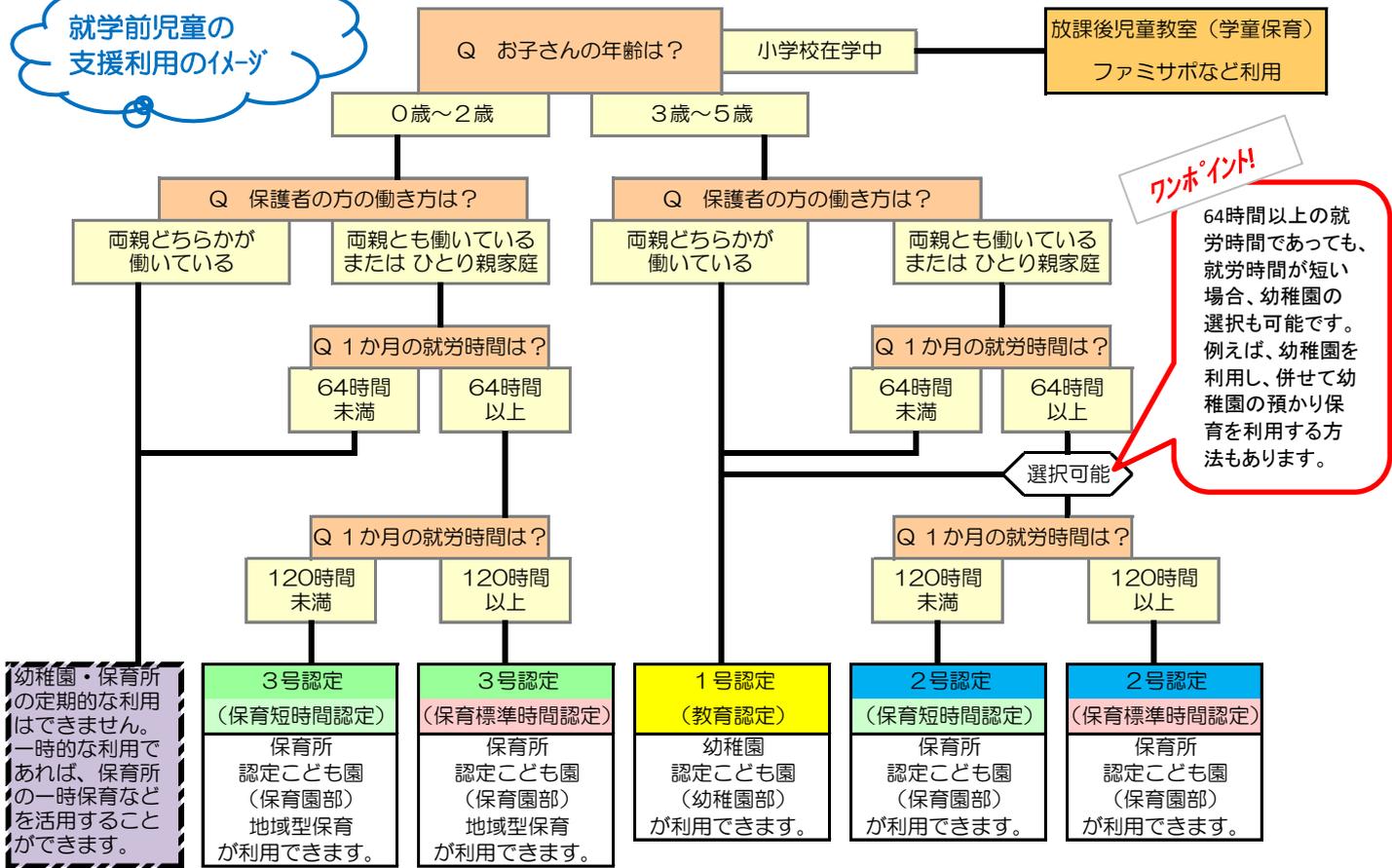


就学前児童の  
支援利用のイメージ



**ワンポイント!**  
64時間以上の就労時間であっても、就労時間が短い場合、幼稚園の選択も可能です。例えば、幼稚園を利用し、併せて幼稚園の預かり保育を利用する方法もあります。

幼稚園・保育所の定期的な利用はできません。一時的な利用であれば、保育所の一時保育などを活用することができます。

※注 保育短時間認定の施設利用時間は8時間を上限、保育標準時間の施設利用時間は11時間が上限となります。  
 なお、平成27年度については、保育短時間認定の方も保育標準時間認定とみなして認定します。  
 ※注 現在清水町内には、認定こども園、地域型保育はありません。